

平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

令和元年5月10日
国立大学法人帯広畜産大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1 平成30年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結するよう努めた。

2 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の設計、⑥産業廃棄物の処理について、以下のとおり実施した。

- ・①電気の供給に関して、環境配慮契約（裾切り方式）による競争入札を実施した。
- ・⑤建築物の設計に関して、施設の機能・品質確保を前提とした二酸化炭素排出量削減に関する提案を求める内容の技術提案書の提出を求めた。
- ・その他の項目については、該当する調達案件はなかった。

3 その他の環境配慮契約に係る事項

環境物品等の調達の推進を図るための方針に基づき、環境物品を調達するよう努めた。